

女性に対する暴力に関する専門調査会における審議状況について

1. これまでの審議状況

【セクシュアル・ハラスメント問題】

- ◆会長コメント発出（平成30年4月）。重点取組事項においてセクハラ対策を新設。
- ◆平成30年6月12日、すべての女性が輝く社会づくり本部において下記を決定
 - ・「女性活躍加速のための重点方針2018」
 - ・「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について
～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」※本年度中フォローアップ実施予定
- ◆女性に対する暴力に関する専門調査会では、セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた対策の在り方について、労働政策審議会雇用環境・均等分科会における審議の状況も踏まえつつ、昨年6月以降、5回にわたり、有識者や関係省庁から集中的にヒアリングを実施。

＜主な審議内容＞

- ・ 諸外国の法制度（北欧、イギリス、フランス、ドイツ等）
- ・ 国内各分野における取組状況や課題（教育、スポーツ、民間部門等）
- ・ 社会学、実務家等の観点からの検討 等

2. 今後の予定

- ◆ 労働政策審議会建議の動向も踏まえつつ、さらにヒアリング検討（2回）を重ね、**本年度中にセクシュアル・ハラスメント問題に関する報告書を取りまとめ予定**

＜骨子案（イメージ）＞

- 国内における法制度等
- 国内における取組状況
- 諸外国における法制度等
- 今後の課題（中長期的課題を中心に）